

ID: 419

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	家賃の減額		
例規名 根拠条項	名寄市特定公共賃貸住宅管理条例 第14条第1項		
例規番号	平成18年条例第190号		
<p>【根拠条文】 (家賃の減額等) 第14条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、当該特定公共賃貸住宅の家賃の減額を行うことができる。 2 市長が前項の規定に基づき家賃の減額を行う場合は、前条の家賃に代えて第17条に規定する入居者負担額を入居者から徴収し、入居者は納付するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日